

令和5年度

第31回定期総会書類

熊本県町村監査委員協議会

目 次

1. 熊本県町村監査委員協議会表彰	1
2. 会務報告	3
3. 令和6年度事業計画及び歳入歳出予算	21
4. 会則	34
5. 表彰規程	38

熊本県町村監査委員協議会表彰

町村監査委員として7年以上在職者

計 3 名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
7年7月	阿蘇郡西原村	監査委員	西口 義充
7年1月	上益城郡山都町	監査委員	志賀 美枝子
7年7月	球磨郡相良村	監査委員	小善 満子

特別表彰

計 1 名

在職年数	勤続協議会名	職名	氏名
1年2月	熊本県町村監査委員協議会	前副会長	竹 永 正

報告第1号

会 務 報 告

令和5年3月1日から令和6年2月29日に至る本会会務を
次のとおり報告する。

令和6年3月22日提出

熊本県町村監査委員協議会

会長 登 本 玄 一

第1 本会役員の異動

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの本会役員の異動は、次のとおりである。

(会 長)

就 任			退 任		
年月日	氏 名	郡・町村名	年月日	氏 名	郡・町村名
5.8.1	登本 玄一	天草郡苓北町	5.7.31	登本 玄一	天草郡苓北町

(副会長)

就 任			退 任		
年月日	氏 名	郡・町村名	年月日	氏 名	郡・町村名
5.8.1	島田 博行	八代郡氷川町	5.7.31	島田 博行	八代郡氷川町
5.8.1	井川 良一	葦北郡芦北町	5.3.31	竹永 正	葦北郡津奈木町

(監 事)

就 任			退 任		
年月日	氏 名	郡・町村名	年月日	氏 名	郡・町村名
5.6.19	北岡あつむ	葦北郡津奈木町	5.3.31	井川 良一	葦北郡芦北町
5.8.1	高本 茂実	玉名郡長洲町	5.7.31	橋本 輝也	菊池郡菊陽町
5.8.1	宮田 弘	球磨郡錦町	5.7.31	北岡あつむ	葦北郡津奈木町

(理 事)

郡名	就 任			退 任		
	年月日	氏 名	町村名	年月日	氏 名	町村名
葦北郡	5.4.1	井川 良一	芦北町	5.3.31	竹永 正	津奈木町
玉名郡	5.5.12	有働 徳行	和水町	5.3.31	繁松 哲也	南関町
球磨郡	5.5.19	牛草 敏憲	五木村	5.5.19	山崎 信治	多良木町
阿蘇郡	5.6.1	古賀 尚年	小国町	5.5.31	吉良 充展	高森町

第2 本会事業

1 諸会議

(1) 本会主催

開催日及び会議名	協 議 事 項 等
令和5年3月28日 第30回定期総会 (自治会館)	総会次第 1 開会のことば 2 会長挨拶 3 表彰 4 来賓祝辞 ① 真田 由紀子 熊本県総務部市町村・税務局長 ② 前田 移津行 熊本県町村会副会長 ③ 上田 孝 熊本県町村議会議長会会長 5 議長選任 総会議長 上益城郡益城町 戸塚 誠司 代表監査委員 6 議事日程 第1 会議録署名人の指名 第2 報告第1号 会務報告 第3 議案第1号 令和5年度事業計画及び歳入歳出予算 第4 議案第2号 会則の一部改正 7 閉会のことば
令和5年7月4日 監事会 (自治会館)	監査事項 令和4年度歳入歳出決算及び会計
令和5年7月6日 理事・郡事務局長 合同会議 (自治会館)	議 題 【協議事項】 1 令和4年度決算 2 令和5年度臨時総会・第1回熊本県町村監査委員研修会 3 任期満了に伴う役員選任 【報告事項】 4 令和5年度会議・研修会予定 5 令和5年度町村監査功労者表彰式・町村監査委員全国研修会 6 監査必携(第四版)の見直し 7 公会計監査機関意見交換会議 【その他】

<p>令和5年7月19日 臨時総会 (自治会館)</p>	<p>総会次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会のことば 2 会長挨拶 3 議長選任 4 議事日程 <ol style="list-style-type: none"> 第1 会議録署名人の指名 第2 認定第1号 令和4年度歳入歳出決算 5 閉会のことば
<p>令和5年11月17日 第2回理事会 (自治会館)</p>	<p>議 題</p> <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度事業計画及び予算案 2 第31回定期総会及び第2回熊本県町村監査委員研修会 3 次回の「理事・郡事務局長合同会議」 <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 全国協議会関係事項 5 令和6年度地方財政 <p>【その他】</p>
<p>令和6年2月27日 理事・郡事務局長 合同会議 (自治会館)</p>	<p>議 題</p> <p>【協議事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第31回定期総会・第2回熊本県町村監査委員研修会 2 令和6年度会議・研修会予定表 <p>【報告事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 全国協議会関係事項 <p>【監査に関する事例研究会】</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 和水町 5 小国町 6 五木村 <p>【その他】</p>

(2) 全国町村監査委員協議会主催

開催日及び会議名等	協議事項等
幹事会 令和5年6月29日 (全国町村議員会館) 古家局長出席	日程第1 報告第1号 新規加入団体 日程第2 協議第1号 令和5年度町村監査功労者表彰式及び町村監査委員全国研修会開催要領(案) 日程第3 協議第2号 監査必携(第四版)の見直し 日程第4 協議第3号 組織強化及び事務の効率化に向けた取組
幹事会 令和5年10月4日 (全国町村議員会館) 古家局長出席	日程第1 報告第1号 本会への追加加入 日程第2 報告第2号 役員の異動 日程第3 協議第1号 令和5年度町村監査功労者表彰式及び町村監査委員全国研修会運営要領(案) 日程第4 協議第2号 令和5年度町村監査功労者表彰名簿(案) 日程第5 協議第3号 令和6年度会務運営方針(案) 日程第6 協議第4号 令和6年度町村等監査委員に関する実態調査項目(案) 日程第7 協議第5号 監査機能の強化に関する要望(案) 日程第8 協議第6号 町村監査体制の充実強化に関する決議(案)
幹事会 令和6年1月17日 (全国町村議員会館) 古家局長出席	日程第1 協議第1号 第33回定期総会日程(案) 日程第2 協議第2号 令和6年度事業計画及び収支予算(案) 日程第3 協議第3号 令和6年度町村等監査委員に関する実態調査について(案) 日程第4 協議第4号 監査機能の強化に関する要望(案) 日程第5 協議第5号 町村監査体制の充実強化に関する決議(案)
第33回定期総会 令和6年1月18日 (全国町村議員会館) 登本会長・古家局長出席	1. 特別講演 演題:「自治体監査に関するケーススタディ～近時の相談案件を素材として～」 講師:顧問 松嶋 隆弘 氏 2. 議事 日程第1 議事録署名人の指名 日程第2 報告第1号 本会への新規及び追加加入 日程第3 報告第2号 役員の異動 日程第4 議案第1号 令和4年度収支決算

	日程第5	議案第2号	令和6年度事業計画及び収支予算
	日程第6	議案第3号	令和6年度町村等監査委員に関する実態調査について
	日程第7	議案第4号	監査機能の強化に関する要望
	日程第8	議案第5号	町村監査体制の充実強化に関する決議
	日程第9	協議第1号	実行運動方法（案）

監査機能の強化に関する要望

全ての地方公共団体が自ら責任ある監査を実施するため、監査の独立性・専門性を更に強化する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 監査委員事務局の整備

町村の監査委員事務局を必置制とし、事務局体制を整備すること。

2 監査委員費に係る財政措置の充実

監査委員報酬や監査委員事務局に係る費用など町村の監査委員費について、財政措置を充実強化すること。

3 監査委員の独立性の確保

監査を受ける者から独立して監査機能を発揮できるよう、監査委員の選任方法は議会による選挙とすること。

令和6年1月18日

全国町村監査委員協議会
第33回定期総会

監査機能の強化に関する要望（趣旨説明）

Ⅰ 監査委員事務局の整備

町村の監査委員事務局を必置制とし、事務局体制を整備すること。

町村の監査委員事務局については、地方自治法第 200 条第 2 項により、監査委員事務局を置くことができるとされており、必置規定とはなっていない。

第 31 次地方制度調査会答申（平成 28 年 3 月 16 日）では、「監査委員を補助する監査委員事務局の充実策として、専門性を有する優秀な人材の確保や研修の充実を効率的・効果的に行うための方策を講ずる必要がある。また、市町村が連携して事務局の共同設置を行うことも有効な方策である。」との考え方が示されている。

しかしながら、令和 4 年度の実態調査によると、監査委員事務局は調査対象町村 760 町村のうち 303 町村（39.3%）で設置されているが、残る 457 町村（60.1%）では監査委員事務局が設置されていない状況である。

なお、監査委員事務局の共同設置については、調査時点において該当する（共同設置している）町村はない。

こうした状況を踏まえ、監査の独立性・専門性を強化するためには、監査委員を補助する機関の法的位置付けを確立することが不可欠であり、地方自治法を改正し、町村においても監査委員事務局を必置制とすべきである。

2 監査委員費に係る財政措置の充実

監査委員報酬や監査委員事務局に係る費用など町村の監査委員費について、財政措置を充実強化すること。

監査委員報酬については、常勤の監査委員においては、地方自治法第 204 条により、非常勤の監査委員においては、同法第 203 条の 2 により、条例で定めるとされている。

答申では、「監査制度の充実強化のための方策を実現する上で、監査にかかる資源にも限りがある中で、より有効な監査を効率的に実現するためには、議会の監視機能との関係も踏まえ、監査委員等への資源配分を適正にする観点から、必要な見直しを行うべきである。」との考えが示されている。

しかしながら、令和 4 年度の実態調査によると、監査委員報酬については、調査対象町村 760 町村のうち、識見（代表）監査委員の報酬は、

- ・年額支給としている 312 町村（41.1%）の平均報酬が 303,737 円、
- ・月額支給としている 323 町村（42.5%）の平均報酬が 52,162 円、
- ・日額支給としている 125 町村（16.4%）の平均報酬が 9,088 円であり、

議選監査委員の報酬は、

- ・年額支給としている 306 町村（41.1%）の平均報酬が 210,636 円、
- ・月額支給としている 308 町村（41.3%）の平均報酬が 34,267 円、
- ・日額支給としている 131 町村（17.6%）の平均報酬が 7,380 円

となっており、監査委員の職務の重要性やその職責に鑑みると低い水準にある。

加えて、前述のとおり、監査委員事務局も大半の町村で設置されておらず、監査委員が監査を行う上で最低限必要な体制が十分に整っていない厳しい状況にある。

こうした状況の改善が図られるよう、監査委員報酬や監査委員事務局に係る費用など町村の監査委員費に対する交付税措置を充実強化すべきである。

なお、法第 195 条第 2 項で、識見監査委員を 2 名以上選任する条例を制定している団体は 3 町あり、法第 196 条第 1 項で、議選監査委員を選任しない条例を制定している団体は 15 町村（1 村は未施行）ある。上記 17 町における識見監査委員（代表以外）の報酬は、

- ・年額支給としている 11 町（64.7%）の平均報酬が 276,700 円、
- ・月額支給としている 4 町（23.5%）の平均報酬が 62,250 円、
- ・日額支給としている 2 町（11.8%）の平均報酬が 15,000 円である。

3 監査委員の独立性の確保

監査を受ける者から独立して監査機能を発揮できるよう、監査委員の選任方法は議会による選挙とすること。

監査委員の選任については、地方自治法第 196 条により、長が議会の同意を得て選任することとされている。

答申では、監査委員の選任方法を見直すことに関して、「現在、監査委員は、長が議会の同意を得て選任することとされているが、監査委員の選任方法を公選とすることについては、監査委員として専門的な能力を有する人材の立候補が期待できるのか、また、議会による選挙とすることについては、実質的なメリットがあるのか、その場合の監査委員の制度的な位置付けをどのように考えるのかといった課題もあることから、慎重に考えるべきである。」との考えが示されている。

また、監査の独立性を確保する手段に関しては、「監査主体の独立性とは、監査を受ける者から独立して監査機能を発揮することであると考えるとすれば、外部監査制度の充実や外部の専門的知見の活用等、外部の視点からの監査を充実することや、監査の実施に当たっての監査委員の権限を拡充することによって、監査の独立性の向上につながると考えられる。」との考えが示されている。

しかしながら、監査を受ける立場の長が自ら選任同意議案を提出する現行制度では、そもそも監査委員の独立性を確保することは極めて困難である。

従って、監査委員の選任については、人選を長の裁量に係らしめない方法を採用すべきであり、議会で一般から有為な人材を発掘して選挙する方法が考えられる。

議会で選挙する方法については、すでに地方自治法第 182 条による選挙管理委員及び補充員の選挙という類似の制度が機能しているところである。

よって、監査委員の独立性の確保を図るため、監査委員の選任方法は、地方自治法を改正し、選挙管理委員及び補充員の選挙と同様、議会による選挙とすべきである。

町村監査体制の充実強化に関する決議

われわれ町村監査委員は、厳しい町村財政の中、行政に対する住民の信頼を確保し、透明性のあるものとしていくため、日々研鑽を積み努力を重ねている。

しかしながら、町村における監査体制は脆弱であり、その課せられた義務と責任を十分に果たすには厳しい現状にある。

このため、監査に関する研修、事務局体制の整備及び監査委員費の確保など監査体制の充実強化が緊急の課題である。

本日、ここに「全国町村監査委員協議会第33回定期総会」を開催し、町村監査委員相互の緊密な連携のもと、決意を新たに、下記事項の早期実現に向け、組織を挙げて邁進することを表明する。

記

- 1 監査機能の充実と監査体制を強化するため、監査委員事務局職員を確保し、事務局体制を整備する。
- 2 監査の充実を期するため、必要な監査委員費を確保し、監査委員の職務にふさわしい報酬とする。
- 3 全国の町村監査委員の声を結集するため、未加入団体の全国協議会への早期加入を促進する。

以上、決議する。

令和6年1月18日

全国町村監査委員協議会
第33回定期総会

町村監査体制の充実強化に関する決議（趣旨説明）

Ⅰ 監査機能の充実と監査体制を強化するため、監査委員事務局職員を確保し、事務局体制を整備する。

令和４年度の実態調査によると、監査委員事務局は調査対象町村 760 町村のうち 303 町村(39.9%)で設置しており、残る 457 町村(60.1%)では監査委員事務局が設置されていない状況である。

さらに、すでに事務局設置済みとしている 303 町村のうち、47 町村は規程などによる設置であって、条例による設置とはなっていないため、これらの町村においても、きちんと条例に明記し、法的な根拠を確立しておくことが望まれる。

また、監査委員補助職員の条例定数の平均は専任職員が 1.5 人、兼任職員は 2.0 人であり、現在数は、1,557 人である。補助職員の内訳は、「兼任職員」の 1,468 人が「専任職員」の 89 人を大きく上回っており、さらに兼任職員の中でも「議会事務局との兼任」の 1,269 人が、「長部局との兼任」の 199 人を大きく上回っている。

なお、専任職員の条例定数の総数は 210 人となっており、現在数は、70 人であることから、職員定数条例に規定があっても専任職員が条例どおりに配置されていない状況がある。

住民のニーズが多様化・高度化し、行政の責任範囲が格段に広がり、それに伴って自治体の自律性や自己統制能力が強く求められることとなり、その延長線上において監査基準が法定化された今日、監査委員の監査責任を、専任の補助職員なしで果たしていくことは相当に難しくなってくる。

よって、監査委員自ら積極的に長や議会に働きかけて理解を求めるなどして、できるだけ早期に全ての町村において、事務局を条例によって設置し、補助職員の要員確保、とりわけ専任職員を確保することが監査機能の充実と監査体制の強化につながるものであると考えらる。

2 監査の充実を期するため、必要な監査委員費を確保し、監査委員の職務にふさわしい報酬とする。

令和4年度の実態調査によると、監査委員報酬について、

識見（代表）監査委員の報酬は、

- ・年額支給としている312町村（41.1%）の平均報酬が303,737円、
- ・月額支給としている323町村（42.5%）の平均報酬が52,162円、
- ・日額支給としている125町村（16.4%）の平均報酬が9,088円で

あり、

議選監査委員の報酬は、

- ・年額支給としている306町村（41.1%）の平均報酬が210,636円、
- ・月額支給としている308町村（41.3%）の平均報酬が34,267円、
- ・日額支給としている131町村（17.6%）の平均報酬が7,380円

となっている。

もとより監査委員報酬の金額は、それぞれの町村の自律的な判断で決定すべきことであるが、監査委員には、行政全般及び財務・会計・経営にわたる幅広い知識や高度な判断を求められるとともに、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請に的確に対応することが求められており、こうした監査委員の職務の重要性やその職責に鑑みると低い水準にある。

加えて、前述のとおり、監査委員事務局も大半の町村で設置されておらず、監査委員が監査を行う上で最低限必要な体制が十分に整っていない厳しい状況にある。

よって、監査の充実を期するため、必要な監査委員費を確保するとともに、特に低額である監査委員の報酬を、その職責にふさわしい報酬とする必要があると考える。

なお、法第195条第2項で、識見監査委員を2名以上選任する条例を制定している団体は3町あり、法第196条第1項で、議選監査委員を選任しない条例を制定している団体は15町村（1村は未施行）ある。

上記17町における識見監査委員（代表以外）の報酬は、

- ・年額支給としている11町（64.7%）の平均報酬が276,700円、
- ・月額支給としている4町（23.5%）の平均報酬が62,250円、
- ・日額支給としている2町（11.8%）の平均報酬が15,000円である。

3 全国の町村監査委員の声を結集するため、未加入団体の全国協議会への早期加入を促進する。

令和5年4月1日現在、本会には31道府県（762団体）及び44郡協議会（126団体）が加入している状況であり、年々加入団体は増えているが、未だ全町村で構成する組織となっていない。

一日も早く全ての町村が参画した全国組織となることが、本会の社会的な認知度を高めるとともに、監査委員に係る処遇改善や監査制度改正の運動などにおける実効性も増すことにもなるので、引き続き鋭意、加入促進を図っていく必要がある。

他方、新規加入町村にとっても、本会に加入すれば、研修会への参加、講師の紹介、監査功労者表彰の対象になるとともに、各道府県（郡）協議会での情報交換・意見交換が行いやすくなるなど様々なメリットがある。

こうした意義を前面に掲げながら、全国の町村監査委員の声を結集するためには、様々な機会を捉えて本会への早期加入を呼び掛けていくこととする。

(3) 九州地区町村監査委員協議会主催

開催日及び会議名等	協議事項等
令和5年3月6日 九州地区町村監査委員協議会 (佐賀市・四季彩ホテル千代田館) 登本会長・古家局長出席	会議次第 1 開会 2 協議会会長挨拶 3 地元会長挨拶 4 報告事項 (1) 前回の処理結果について (2) 全国会関係事項について 5 協議事項 (1) 各県提出議題について (2) 九州地区町村監査委員協議会役員の選任について (3) 次期開催県及び開催時期について (4) その他 6 閉会

2 研修会

(1) 本会主催

開催日及び研修会名	研修会内容
令和5年3月28日 令和4年度 第2回 熊本県町村監査委員研修会 (自治会館)	[講演] 演題:「自治体監査のポイントと進め方」 講師: 静岡県富士市監査委員事務局 統括主幹 吉野 貴雄 氏
令和5年7月19日 令和5年度 第1回 熊本県町村監査委員研修会 (自治会館)	[講演] 演題:「地方公営企業会計に関する監査のポイント」 講師: 公認会計士 渡部 淳一 氏

(2) 全国町村監査委員協議会主催

開催日	研 修 会 内 容
令和5年10月24日～25日 令和5年度 町村監査委員全国研修会 (LINE CUBE SHIBUYA)	(1日目) ○演題：「町村における内部統制と監査 - DX 進展に着目して -」 講師：日本大学経済学部教授 石川 恵子 氏 ○演題：「監査の事務手続について」 講師：公認会計士・税理士 鈴木 尚道 氏 (2日目) ○演題：「住民監査請求について」 講師：リレーション法律事務所 弁護士 伊東 健次 氏

3 調査研究

(1) 町村監査委員に関する実態調査（令和5年度）

調査目的	町村における監査制度の運用及び監査委員の活動状況等の実態を把握し、今後の監査体制の整備に資する。
調査対象	・調査時点（監査委員、監査規程等制定など） 令和5年4月1日 ・活動調査（監査委員活動日数、監査活動実績など） 令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）
調査方法	本会が作成した調査表において、入力回答を行う。
調査結果の公表方法	各町村に集計表を配布するとともに、本会ホームページで公表する。

(2) 監査制度や実務等に関する照会対応

監査制度や実務等に関する調査研究を行い、町村からの各種照会に対応した。

4 表彰

表彰目的	本会の発展に寄与した者を表彰し、もって本会の振興を促進する。
表彰日	令和5年3月28日
表彰方法	第30回定期総会において表彰した。
表彰内容	<u>町村監査委員として7年以上在職者（4名）</u> 葦北郡津奈木町 監査委員 竹永 正 殿 葦北郡津奈木町 監査委員 村上 義廣 殿 球磨郡多良木町 監査委員 坂口 幸法 殿 球磨郡相良村 監査委員 渡邊 法光 殿 <u>特別表彰（1名）</u> 熊本県町村監査委員協議会 元副会長 一瀬 二彌 殿

5 関係団体との連携

九州各県の町村監査委員協議会との情報交換、また全国町村監査委員協議会の会議への出席等を通して、関係団体と密に連携しながら、会務運営を行った。

6 ホームページによる情報提供

目的	県内町村監査関係者に必要な情報を迅速に提供するとともに、本会の活動を広くアピールする。
内容	<p>【組織】 本会の組織や事業の紹介、会則を掲載。</p> <p>【名簿】 本会の役員や各町村監査委員の氏名を掲載。</p> <p>【事業計画】 今年度の研修会、総会などの予定を掲載。</p> <p>【活動報告】 本会の研修会、総会等の活動を写真入りで掲載。</p> <p>【実態調査】 例年行っている「町村監査委員に関する実態調査」の集計表を、過去の分からPDF形式で掲載。 また、各町村の監査活動の参考に資するため、県内町村の定期監査報告書を掲載。</p> <p>【町村監査トピックス】 関係法令等の改正、国の審議会等の審議状況・答申内容など、監査制度に関係する情報を随時掲載。</p> <p>【会員専用ページ】 研修会等の写真や資料の提供など、県内町村監査関係者のみが閲覧・利用できる。</p>

議案第1号

令和6年度事業計画及び歳入歳出予算

令和6年度事業計画及び歳入歳出予算については、令和5年11月17日開催の理事会において、別紙のとおり承認されたので、本会会則第13条の規定に基づき議決を求めらる。

令和6年3月22日提出

熊本県町村監査委員協議会

会長 登本 玄一

令和6年度 熊本県町村監査委員協議会 事業計画

1 会務運営方針

令和6年度は、研修をはじめ、調査研究・情報交換等の諸事業を実施して、監査委員の資質向上と監査機能の充実強化を図り、行財政運営の適法性、効率性、有用性の増進を通じて、地方自治の進展に寄与するものとする。

なお、会務運営にあたっては、厳しい財政事情に鑑み、徹底した事務事業の効率化に努めるものとする。

2 諸会議

(1) 本会主催

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| ① 定期総会 | 1回（令和7年3月） |
| ② 臨時総会 | 1回（令和6年7月17日） |
| ③ 理事会 | 3回（令和6年7月4日、11月22日、
7年2月27日） |
| ④ 監事会 | 1回（令和6年7月2日） |
| ⑤ 郡事務局長会（理事会と合同） | 2回（令和6年7月4日、7年2月27日） |

(2) 全国町村監査委員協議会主催

- | | |
|--------|---------------------------------|
| ① 定期総会 | 1回（令和7年1月17日） |
| ② 幹事会 | 3回（令和6年6月27日、10月3日、
7年1月16日） |

(3) 九州地区町村監査委員協議会

1回（令和7年3月）

3 研修会

(1) 本会主催

熊本県町村監査委員研修会 2回

第1回（臨時総会後開催）

期日：令和6年7月17日（水）

場所：熊本県市町村自治会館 本館2階 講堂

第2回（定期総会后開催）

期日：令和7年3月

場所：熊本県市町村自治会館 本館2階 講堂

（2）全国町村監査委員協議会主催

町村監査委員全国研修会

期日：令和6年10月22日（火）～23日（水）

場所：LINE CUBE SHIBUYA（渋谷公会堂）

4 調査研究

- （1）令和6年4月1日現在の「町村監査委員に関する実態調査」を行い、調査結果の情報提供を行う。
- （2）監査制度や実務等に関する調査研究を行い、町村からの各種照会に対応する。

5 表彰

本会表彰規程に従い、下記の者の表彰を行う。

- （1）町村監査委員として7年以上在職した者
- （2）町村監査補助職員として8年以上在職した者
- （3）特に正副会長として本会に功労のあった者

6 関係団体との連携

九州各県及び全国町村監査委員協議会との連携を密にし、会の発展を図る。

7 ホームページによる情報提供

本会の組織紹介や役員・監査委員の名簿、事業計画、活動報告、実態調査等についてホームページに掲載することにより、県内町村監査委員をはじめ関係者に必要な情報を迅速に提供するとともに、本会の活動を広くアピールする。

令和6年度熊本県町村監査委員協議会予算

令和6年度熊本県町村監査委員協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,914 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年3月22日 提出

熊本県町村監査委員協議会
会長 登本 玄 一

(第1表)

歳入歳出予算

(歳入)

款	項	金額
1 会費		1,612
	1 会費	1,612
2 繰越金		300
	1 繰越金	300
3 諸収入		2
	1 預金利息	1
	2 雑収入	1
歳入	合計	1,914

(歳出)

款	項	金額
1 会議費		千円 372
	1 会議費	372
2 総務費		340
	1 総務管理費	340
3 事業費		720
	1 事業費	720
4 協議会費		394
	1 協議会費	394
5 予備費		88
	1 予備費	88
歳出	合計	1,914

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較
1 会費	1,612	1,612	0
2 繰越金	300	450	△ 150
3 諸収入	2	2	0
歳入合計	1,914	2,064	△ 150

(歳出)

款	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較
1 会議費	372	382	△ 10
2 総務費	340	330	10
3 事業費	720	720	0
4 協議会費	394	544	△ 150
5 予備費	88	88	0
歳出合計	1,914	2,064	△ 150

2 歳 入

第1款 会費 第1項 会費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
1 会 費	1,612	1,612	0	会 費	1,612	均等割 52千円 52千円×31町村=1,612千円
計	1,612	1,612	0			

第2款 繰越金 第1項 繰越金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区 分	金 額 千円	
1 繰 越 金	300	450	△ 150	繰 越 金	300	前年度繰越金
計	300	450	△ 150			

第3款 諸収入
第1項 預金利子

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 預金利子	1	1	0	預金利子	1	預金利子
計	1	1	0			

第3款 諸収入
第2項 雑入

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 雑入	1	1	0	雑入	1	監査委員章、監査必携等の 物資回転手数料等
計	1	1	0			

3 歳 出

第1款 会議費 第1項 会議費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総 会 費	112	122	△ 10	需 用 費	88	印刷製本費等
				使用料及び賃借料	24	会場使用料
2 役 員 会 局 長 及 び 会 費	260	260	0	旅 費	150	理事、監事旅費
郡 事 務 費				需 用 費	80	印刷製本費、食糧費等
				使用料及び賃借料	30	会場使用料、タクシー使用料等
計	372	382	△ 10			

第2款 総務費 第1項 総務管理費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 一 般 管 理 費	340	330	10	旅 費	70	役員旅費
				交 際 費	10	香典代
				需 用 費	10	消耗品費等
				役 務 費	50	通信運搬費等
				使用料及び賃借料	200	事務室使用料 (1.5ヶ月分)
計	340	330	10			

第3款 事業費
第1項 事業費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 研修会費	600	600	0	報償費	350	講師謝礼
				旅費	180	講師交通費
				需用費	30	印刷製本費等
				使用料及び賃借料	40	会場使用料、タクシー使用料等
2 調査研究費	60	60	0	需用費	60	書籍購入代・購読料等
3 表彰費	60	60	0	需用費	40	表彰状額縁代
				役務費	20	表彰状作成費
計	720	720	0			

第4款 協議会費
第1項 協議会費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 協議会費	394	544	△ 150	旅費	150	全国、九州地区協議会 出席旅費
				使用料及び賃借料	20	タクシー使用料等
				負担金、補助及び交付金	224	全国協議会負担金 4千円×31町村 監査委員全国研修会負担金 (一部負担) 1人500円×100人 九州地区協議会負担金等
計	394	544	△ 150			

第5款 予備費
第1項 予備費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 予備費	88	88	0	予備費	88	
計	88	88	0			

熊本県町村監査委員協議会会則

平成 5年	3月29日	制 定	平成22年	3月24日	一部改正
平成 7年	3月29日	一部改正	平成22年	7月30日	一部改正
平成11年	3月25日	一部改正	平成24年	7月26日	一部改正
平成17年	3月23日	一部改正	令和 5年	3月28日	一部改正
平成18年	2月17日	一部改正			

(名称組織)

第1条 この会は、熊本県町村監査委員協議会と称し、熊本県内各町村の監査委員（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、熊本市東区健軍2丁目4番10号熊本県市町村自治会館内熊本県町村議会議長会に置く。

(目 的)

第3条 この会は、町村監査委員相互の連携を密にし、監査委員制度の適切なる運営により公正にして民主的、能率的な自治行政を確保し、もって町村住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 目的達成に必要な諸会議の開催
- (2) 監査事務に関する研修会の開催
- (3) 監査に関する各種調査、研究及び資料の配布
- (4) 監査委員制度に関する関係方面への陳情、請願、意見、要望書等の提出
- (5) その他目的達成上必要な事項

(役 員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

会	長	1名
副	会 長	2名
理	事	9名
監	事	2名

(役員を選任)

第6条 会長、副会長は、理事の互選とする。

2. 理事は各郡会長をもって充てる。ただし、郡監査委員協議会が存在しない郡においては、次の職をもって充てるものとする。

(1) 郡内の町村数が1つである場合は、その町村の監査委員

(2) 郡内の町村数が2つ以上である場合は、それらの町村を代表する町村の監査委員

3. 監事は、会員の中から理事会において選任する。

4. 第1条に規定する会員でなくなったときはその職を失う。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年、ただし、再任は妨げない。

2. 欠員による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、任期が満了したときにおいても、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、この会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 理事は、理事会に出席し会務に参与する。

4. 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(報酬等)

第9条 役員はすべて無報酬とする。但し、必要に応じて費用弁償をすることができる。

(会 議)

第10条 この会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

2. 定期総会は、毎年1回開催する。
3. 臨時総会は、理事会で、会長が必要と認めたとき、又は3分の1以上の者から要求があったとき開催する。
4. 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は、理事の3分の1以上から請求があったとき開催する。
5. 総会の議長は、その都度、役員以外の中から互選する。
6. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
7. 会長において必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用し、会議を開催することができる。
8. 前項の規定に基づき、オンラインにより出席したものは、この会則の適用において、会議に出席したものとみなす。
9. 会長においてやむを得ない事由により会議を開くことができないと認めるときは、書面による表決をもって会議に代えることができる。

(定足数)

第11条 総会及び理事会は、その構成員の半数以上のものが出席しなければ開くことができない。

(議 決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会、理事会)

第13条 総会、理事会に諮る事項は、次のとおりとする。

(総会事項)

- (1) 会則の改正
- (2) 予算及び決算
- (3) この会より提出する陳情、請願に関する決議
- (4) この会の年度事業計画
- (5) その他会務運営に必要な事項

(理事会事項)

- (1) 総会で付託された事項

- (2) 予算案作成、各町村の会費に関する事項
- (3) 会費の追加を伴わない補正予算の議決
- (4) 軽易、或は緊急を要する陳情、請願、意見、要望書の決議
- (5) その他会務運営に必要な事項

(経 費)

第14条 この会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2. 会費は、各町村の負担とし、その金額及び納入については、毎年度これを定める。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月から翌年3月迄とする。

(事務局)

第16条 会務を処理するため事務局を設置し、次の職員を会長が任免する。
事務局長1名、職員若干名

附 則

この会則は、平成5年3月29日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

この会則は、平成7年3月29日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

この会則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

この会則は、平成17年3月23日から施行する。

この会則は、平成18年2月17日から施行する。

この会則は、平成22年3月24日から施行する。

この会則は、平成22年7月30日から施行する。

この会則は、平成24年7月26日から施行する。

この会則は、令和5年3月28日から施行する。

熊本県町村監査委員協議会表彰規程

平成6年3月29日制定

第1条 この規程は、本会の発展に寄与した者を表彰し、もって本会の振興を促進することを目的とする。

第2条 本会は、次の各号の一に該当するものを表彰する。

- (1) 町村監査委員として7年以上在職した者
- (2) 町村監査補助職員として8年以上在職した者
- (3) 特に正副会長として本会に功労のあった者に対し特別表彰を行う。

2. 在職年数は中断しても、その前後は通算する。

第3条 表彰は、理事会の選考を経て、会長が決定し定期総会においてこれを行う。

第4条 表彰の方法は、表彰状に記念品をそえて贈る。

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成6年3月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。